# 岐高 47 同期会会則

第1条　名　称
　本会は、岐高47同期会と称す。（以下、本会という）

第2条　構　成
　本会は、昭和47年、県立岐阜高等学校を卒業した者によって構成する。ただし、特別会員を設ける場合がある。

第 3 条　目　的
　本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、会員のコミュニティの場として寄与することを目的とする。

第 4 条　会　費
　本会は原則としてボランティアにて運営され、会費等を定期的に徴収する事はない。必要時があれば、世話人会にて試案を提言し、会員の了承を得るものとする。

第 5 条　行　事
1. 本会の目的遂行のため、定期的な同窓会（親睦会）を開催する。
2. 本会のもとに、会員相互の中で各種分科会を立ち上げ、独自に運営する事ができる。
3. その他必要と思われる行事の遂行は、その都度世話人会で決定し、会員に案内される。

第 6 条　世話人
1. 本会運営のため適当な人数の世話人を選出する。
2. 世話人は、会員の中から自薦・他薦を問わず選出され、世話人会にて決定し、直近の同窓会（親睦会）にて了承されるものとする。
3. 世話人は、本会の目的に沿って会の行事等を円滑に推進する。
4. 世話人の役職等は定めず、必要な役割は世話人会にて協議の上、適宜分担して運営する。
5. 世話人の任期は5年間とする。但し、再選は妨げない。

第 7 条　名簿の管理
1. 本会の行事を推進するため、世話人会にて会員の名簿を作成し管理する。
2. 名簿が使われる範囲は以下の通りとし、それ以外の目的には使用しない。
　1)本会及び各種分科会が行なう行事。
　2)在京岐高47同期会、岐阜高校同窓会との名簿照合。
3. その他の目的が生じた時は、世話人会にて協議の上、会員に周知徹底しなければならない。

第 8 条　連絡方法
1. 会員への連絡手段として、郵便、電話に加え、既存の giko47 メーリングリストを使用する。
2. giko47 メーリングリストは、同窓会等の連絡手段のほか、会員のコミュニティの場として適切に運営されるべく、適当な管理人を置く。管理人の任期、選出方法は、世話人のそれに準ずる。また、メーリングリストの運営方法、指針等は管理人の合議で決定され、メーリングリストを通して周知徹底される。

第 9 条　慶弔
　原則、本会においては、会員の慶弔事には関与しないものとする。但し、世話人会が必要と認めた慶弔事項には、協議の上対処する。

第 10 条　会則の改正
　本会会則の改正は、同窓会（親睦会）の承認を受けなければならない。但し、緊急を要する改正は、世話人会にて協議の上実施する。

第 11 条　付　則
1. 本会の改廃は世話人会が発案し、同窓会（親睦会）にて決定する。
2. 本会則は、平成20年8月16日をもって実施する。

注）上記本会則には平成 25 年(2013 年)10 月 6 日現在の世話人名簿と giko47 管理人名簿とが記載されていましたが、当会則第 6 条に定める 5 年の任期が平成 30 年(2018 年)に満了し、また再任の手続きも行われていないため、これらを当会則の記述からは、令和 5 年(2023 年) 4 月 10 日をもって削除しました。

以上